

別紙2

各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告（概要）一覧表

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果（※）
		年月日	内容	
1	東日本センター	令和7年1月27日	施設の崩落箇所について早急に改修に努められたい。	令和6年11月、崩落箇所の構造調査を行ったほか、現在、出入国在留管理庁において同箇所に係る修繕等の調整が行われており、今後も出入国在留管理庁と連携しつつ、可能な限り早急に対応する。
2	東日本センター	令和7年1月27日	被収容者と看守勤務員間のコミュニケーションをより一層深めて、様々な場面において丁寧な説明をするよう努力されたい。	被収容者に対する人権に配慮した処遇を実践するため、看守勤務者から被収容者に声を掛け心情把握に努めながら、必要に応じて個別に面接等を行っている。 引き続き、被収容者に対し丁寧な説明に努める。
3	東日本センター	令和7年1月27日	被収容者の健康状態に応じた適切な医療相談等ができるよう、外部医療機関と積極的に連携を図る仕組みづくりを速やかに検討されたい。	令和6年度、新たに8か所の一次医療クリニックと連携する体制を構築したほか、二次又は三次医療を担う総合病院等とも良好な関係を築いており、引き続き、被収容者の健康状態に応じた医療体制の構築のため、幹部職員等が近隣の医療機関を往訪するなどして入管の医療体制等への理解を求めるとともに、協力関係を維持していく。
4	東日本センター	令和7年1月27日	視察委員会の活動状況について被収容者の理解を深めることが、同活動をより効果的なものとし、もって視察委員会の設置目的である警備処遇の透明性の確保や施設の運営の改善向上に資すると考えるので、その一環として出入国在留管理庁のホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を収容施設に掲示されたい。	出入国在留管理庁ホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を令和6年度中に新たにファイルに入れて各収容場内に備え付け周知することとした。
5	札幌局	令和7年1月27日	保護室等を除く居室について、窓から被収容者がトイレを利用している状況が見えないようプライバシーに配慮されたい。なお、面会室の防音対策の改修については、速やかに実現されたい。	被収容者のプライバシーに配慮する観点から、各居室のトイレの窓に目隠しフィルムを貼る等の対応を検討しているところ、予算事情により早期改修は困難であるため、令和7年度以降の実施に向けて準備を進めている。 なお、面会室の防音対策の改修工事は、令和6年11月に実施済みである。
6	札幌局	令和7年1月27日	被収容者の健康状態に応じた適切な医療相談等ができるよう、外部医療機関と積極的に連携を図る仕組みづくりを速やかに検討されたい。	現在は、過去の診療対応実績が多い外部医療機関を定期的に訪問の上、被収容者に対する円滑な医療提供についての協力を申し入れているところ、今後は、同医療機関で対応できない診療科を有する他の医療機関とも、協力関係を構築できるよう努めることとした。
7	札幌局	令和7年1月27日	視察委員会の活動状況について被収容者の理解を深めることが、同活動をより効果的なものとし、もって視察委員会の設置目的である警備処遇の透明性の確保や施設の運営の改善向上に資すると考えるので、その一環として出入国在留管理庁のホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を収容場に掲示されたい。	出入国在留管理庁ホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」をファイルに入れて収容場内各居室に備え付けた。
8	仙台局	令和7年1月27日	収容場の医療体制について、外部医療機関との協定締結を早期に実現するなど、充実した医療体制の構築に引き続き努められたい。	近隣の外部医療機関と調整を行い、令和6年10月31日付けで同医療機関と被収容者の診療に係る協定書を締結した。 引き続き、被収容者への医療提供体制の拡充に努めることとした。
9	仙台局	令和7年1月27日	被収容者が購入可能な物品の種類を増やすなど充実を図られたい。	食料品5種類及び飲料3種類の計8種類の品目を購入可能品目に加え、購入可能物品の拡大を行った。
10	仙台局	令和7年1月27日	被収容者が購入可能な物品や支給する官給食等について、ハラル食の導入を検討するなどして充実を図られたい。	購入可能物品としてハラル認定食品の菓子2品目を加えることとした。官給食としてのハラル食の本格導入については、現状安定した供給ルートの確保が困難であるところ、引き続き検討して参りたい。

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果（※）
		年月日	内容	
11	仙台局	令和7年1月27日	被収容者の健康状態に応じた適切な医療相談等ができるよう、外部医療機関と積極的に連携を図る仕組みづくりを速やかに検討されたい。	令和6年10月31日付けで近隣の外部医療機関と結んだ協定の中で、保護室等への収容に係る意見を求めることができるとし、医療相談体制の充実を行った。
12	仙台局	令和7年1月27日	視察委員会の活動状況について被収容者の理解を深めることが、同活動をより効果的なものとし、もって視察委員会の設置目的である警備処遇の透明性の確保や施設の運営の改善向上に資すると考えるので、その一環として出入国在留管理庁のホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を収容場及び出国待機施設に掲示されたい。	出入国在留管理庁ホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を収容場及び出国待機施設の各居室内のファイルに格納し、被収容者等が常に関覧可能な状態とした。
13	東京局	令和7年1月27日	【1回目視察】 理容用具として電気シェーバーや電動バリカンを貸与しているところ、宗教上の理由により体毛の処理を希望する被収容者がいるため、保安上の支障に留意しつつ、理容用具の使用及び貸与方法等について検討願いたい。 また、理容用具の洗浄及び消毒を都度実施していることを被収容者に周知するよう努められたい。	理容用具として新たに体毛処理用の電気シェーバーを配備し、希望する被収容者に貸与することとした。 また、理容用具については、返却の都度、洗浄及び消毒を実施している旨の書面を13か国語に翻訳し、被収容者へ周知を図った。
14	東京局	令和7年1月27日	【1回目視察】 物品購入品に果物を追加することを検討されたい。なお、官給食での提供もあわせて検討し、充実した官給食となるように努められたい。	物品購入を取り扱っている業者に対し、果物の追加販売を要望したが、採算が取れないことを理由に追加は困難との回答であった。また、給食業者に対し、果物の提供を申し入れたところ、週1回支給することが可能となった。 引き続き、物品購入品の見直しや充実した官給食の提供に努める。
15	東京局	令和7年1月27日	【1回目視察】 被収容者の貸与書籍について、収集方法を工夫するなどして、なお一層の充実に努められたい。 また、貸与書籍の一覧ファイルの言語インデックスについて、日本語で表記するのではなく、当該言語で表記することとし、被収容者が分かりやすいように配慮されたい。	被収容者への貸与書籍については、図書館、大使館等から寄贈を受けているほか、東京局においても新たに書籍100冊を購入した。 貸与書籍の一覧ファイルについては、書籍の言語ごとに分類して数字のインデックスを付し、その数字がどの言語を示すかを表記した目次を一覧ファイルに入れることで、被収容者がより分かりやすいものとなるよう工夫した。
16	東京局	令和7年1月27日	【1回目視察】 居室だけでなく、網戸など室外も含め、居室の衛生環境を改めて見直し、適切な収内環境を保持されたい。	令和6年度、居室外側の網戸などについては、職員による清掃を順次行っている。 令和7年度以降も、居室内外の衛生環境を改めて見直し、適切な収内環境の保持に努める。
17	東京局	令和7年1月27日	【1回目視察】 診察室について、他の医療機関の例も参考に受診者が安心して診察が受けられるような環境作りに努められたい。	受診者に心理的圧迫を与えないように、ソファ等の備品もできるだけ明るい色合いのものを配置するとともに、待合室には風景写真等を掲示した。 また、診察の際も受診者の個人情報に他の受診者に聞こえないよう診察室の扉を閉めて行うなど、プライバシーに配慮した環境で診察を実施している。
18	東京局	令和7年1月27日	【2回目視察】 物品購入品に果物を追加することを重ねて検討されたい。 また、被収容者に提供する官給食について、食品の衛生管理に留意するとともに、物価高騰の影響等による、量の減少や質の低下がないよう、より一層充実した官給食の提供に努められたい。	物品購入を取り扱っている業者に対し、再度果物の追加販売を要望したが、採算が取れないことを理由に追加は困難との回答であった。 官給食については、食品の衛生管理上の問題が認められた場合、直ちに給食業者へ連絡して原因の特定や再発防止を指導している。また、物価高騰の影響等により、量の減少や質の低下、週1回の果物の提供に影響が出ないよう、契約単価及び仕様書の内容の変更のため、変更契約を締結した。今後も給食業者と定期的に意見交換を行い、充実した官給食の提供に努める。
19	東京局	令和7年1月27日	【2回目視察】 宗教や慣習などの違いにより被収容者間のトラブルが発生した場合に、より一層適切な処遇が行われるよう、部屋割りについて柔軟に対応されたい。	個々の事情を勘案しながら、収容場内の規律及び秩序が適正に維持され、保安上の支障がない範囲内において、風俗習慣を考慮した部屋割りを柔軟に実施するよう努める。

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果(※)
		年月日	内容	
20	東京局	令和7年1月27日	【2回目視察】 被収容者の利便を考慮し、理容用具の使用及び貸与方法等並びに貸与書籍の一覧ファイルの言語表記の見直しを実施したことについて評価する。	引き続き、被収容者の利便を考慮して処遇改善に努める。
21	東京局	令和7年1月27日	被収容者の健康状態に応じた適切な医療相談等ができるよう、外部医療機関と積極的に連携を図る仕組みづくりを速やかに検討されたい。	近隣の外部医療機関2施設と協定を結び、関係を強化するとともに、東京局の業務への理解を得るため、機会を捉えて外部医療機関を往訪し、また、外部医療機関からの参観を受け入れるなど、積極的な連携体制の構築に取り組んでいる。
22	東京局	令和7年1月27日	視察委員会の活動状況について被収容者の理解を深めることが、同活動をより効果的なものとし、もって視察委員会の設置目的である警備処遇の透明性の確保や施設の運営の改善向上に資すると考えるので、その一環として出入国在留管理庁のホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を各収容施設に掲示されたい。	出入国在留管理庁ホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を令和6年度中に収容区各ホールに備え付けているファイルに入れて、被収容者に周知することとした。
23	成田空港支局	令和7年1月27日	改正入管法に沿うよう収容場の運用を改め、積極的に実施していることを評価する。	引き続き被収容者に分かりやすい案内や掲示を行い、適正な収容場の運用に努めたい。
24	成田空港支局	令和7年1月27日	収容場について、施設の運用上、被収容者が居室に居る時間が長いことから、現在は30分としている屋上運動場の使用時間を延長する方向で改められたい。また、同運動場に日除けを設置することについて検討されたい。	被収容者が屋上運動場を使用できる時間については、これまで30分以内としていたが、細則を改訂して30分以上60分以内に変更することとした。また、屋上運動場には、日差しが強くなる季節に日除けを設置できるようにした。
25	成田空港支局	令和7年1月27日	被収容者の健康状態に応じた適切な医療相談等ができるよう、外部医療機関と積極的に連携を図る仕組みづくりを速やかに検討されたい。	成田空港支局では、令和4年2月の有識者会議による「入管収容施設における医療体制の強化に関する提言」を踏まえ、複数の外部医療機関に対して成田空港支局の実情や業務内容を説明するなどし、被収容者の症状に応じた診療科を網羅的に受診できるように各医療機関との間で協力関係を構築している。また、地域の中核病院に被収容者の健康診断を依頼しており、同院の医師とは気軽に相談できる良好な関係を築いている。さらに、夜間・休日に体調不良を訴える者がいた場合には、救急安心電話相談（#7119）を活用して指示や助言を受けることとしており、緊急時にはちゅうちょなく救急搬送を要請できる体制を構築している。
26	成田空港支局	令和7年1月27日	視察委員会の活動状況について被収容者の理解を深めることが、同活動をより効果的なものとし、もって視察委員会の設置目的である警備処遇の透明性の確保や施設の運営の改善向上に資すると考えるので、その一環として出入国在留管理庁のホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を各収容施設に掲示されたい。	出入国在留管理庁ホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を収容場の各居室に備えている生活の手引きに追加した。また、出国待機施設については、利用者が自由に閲覧できるようファイルに入れた上記資料を共用廊下に配置した。
27	羽田空港支局	令和7年1月27日	収容場の掲示物が通常より高い位置に掲示されており、被収容者にとって見づらいことから、見やすいように改善されたい。	従来、入出所準備室内の壁面の比較的高い位置に掲示されていた公的機関一覧表について、被収容者の目線に近い位置に掲示したことに加え、これまでより大きいサイズに変更した。
28	羽田空港支局	令和7年1月27日	被収容者の心情に配慮して、例えば収容場の動しよう路に観葉植物を設置するなど他局の例も参考に工夫されたい。	動しよう路に設置するため、人工観葉植物を購入予定である。

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果（※）
		年月日	内容	
29	羽田空港支局	令和7年1月27日	収容場に運動を行う場所を設けることの検討を始めたことを評価するが、被収容者が健康を保持できる運動ができるように工夫されたい。	被収容者の健康を保持する観点から、収容場内の一部を運動のため使用できる多目的室として改修した。 なお、被収容者に貸し出す運動用具として、ヨガマット、エア縄跳び、ステッパー及び卓球練習セットを購入済みであり、運動用具の拡充を図っている。
30	羽田空港支局	令和7年1月27日	被収容者の健康状態に応じた適切な医療相談等ができるよう、外部医療機関と積極的に連携を図る仕組みづくりを速やかに検討されたい。	外部医療機関との関係強化や羽田空港支局業務への理解を得ることを目的として、現在、羽田空港支局被収容者の診療先として利用頻度の高い外部医療機関と、羽田空港支局収容場の参観や意見交換の実施に向けた調整を進めている。
31	羽田空港支局	令和7年1月27日	視察委員会の活動状況について被収容者の理解を深めることが、同活動をより効果的なものとし、もって視察委員会の設置目的である警備処遇の透明性の確保や施設の運営の改善向上に資すると考えるので、その一環として出入国在留管理庁のホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を各収容施設に掲示されたい。	出入国在留管理庁ホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を収容場各居室のファイルに綴り、被収容者が自由に閲覧できるようにした。また、第二ターミナル及び第三ターミナル出国待機施設においては、出入国在留管理庁ホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を綴ったファイルを各居室に設置する準備を進めている。
32	横浜支局	令和7年1月27日	官給食について、被収容者の宗教や健康上の理由等に配慮し、多種多様な特別食の提供に努めていることを評価する。	引き続き、被収容者の個別の事情に配慮して、特別食の提供に努めたい。
33	横浜支局	令和7年1月27日	シャワー室設置の脱衣棚の各コーナー部分が角ばっていることから、事故防止のため、同部分に保護カバーをつける等配慮されたい。	事故防止のため、各シャワー室内の脱衣棚の各コーナー部分にコーナーガードを設置した。
34	横浜支局	令和7年1月27日	被収容者の健康状態に応じた適切な医療相談等ができるよう、外部医療機関と積極的に連携を図る仕組みづくりを速やかに検討されたい。	これまで多くの外部医療機関に診察を受け入れてもらっているところ、被収容者への医療提供に関する外部医療機関との協定の締結に向け、鋭意調整・協議を進めている。
35	横浜支局	令和7年1月27日	視察委員会の活動状況について被収容者の理解を深めることが、同活動をより効果的なものとし、もって視察委員会の設置目的である警備処遇の透明性の確保や施設の運営の改善向上に資すると考えるので、その一環として出入国在留管理庁のホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を各収容施設に掲示されたい。	被収容者が視察委員会の活動状況について理解を深められるよう、出入国在留管理庁ホームページ上で公表されている「入国者収容所等視察委員会の活動状況について」を令和6年度中に各居室内に置いているファイルに追加することとした。
36	大村センター	令和7年1月20日	被収容者同士でコミュニケーションをとることは、被収容者の心情の安定を図るために現実的な方法であるため、被収容者が使用できる通訳機器等の設置を検討していただきたい。	大村センターでは、保安上支障がない形状の電子辞書の使用を認めているところ、被収容者が使用できる通訳機器等の設置については、保安上の支障の観点や、他官署の設置状況及び費用対効果の面を踏まえつつ、慎重に検討したい。

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果（※）
		年月日	内容	
37	大村センター	令和7年1月20日	昨年度指摘した向精神薬の管理状況については改善されており評価できる。引き続き適正な管理に努めていただきたい。	今後も適正に薬剤の管理を行っていく。
38	大村センター	令和7年1月20日	運動場へのカラーコーンの設置や外国語図書の実践が図られており評価できる。引き続き被収容者の要望等を踏まえて運動用具や図書の充実等に努めていただきたい。	被収容者の要望等を踏まえ、引き続き外国語図書や運動用具の充実を図っていく。
39	大村センター	令和7年1月20日	大村入国管理センターの医師は常勤ではなく非常勤で構成されており、情報共有の方法が口頭伝達のみであると客観性が損なわれる可能性があるため、情報共有にホワイトボード等を活用することを検討していただきたい。	医療従事者間の確実な情報共有を図るため、診療室及び処遇事務室にホワイトボードを配備の上、活用することとした。
40	大村センター	令和7年1月20日	令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。	被収容者に対しては、入所手続時、収容開始時の告知事項や起居動作の時間帯などの告知に併せて、収内掲示文及び「収容生活のガイドライン」をよく読み、分からないことがあれば職員に申し出るよう周知している。 面会人に対しては、監理措置制度の案内について、面会待合室に監理措置制度について多言語で説明された出入国在留管理庁ホームページへリンクする二次元バーコード及びやさしい日本語での説明を掲示している。
41	大村センター	令和7年1月20日	災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。	例年、避難誘導訓練においては、消防署員立会いの下、指導・指摘を受けていたが、令和6年度は同消防署の都合により立会いを受けた形での訓練ができなかったため、令和7年度以降は、同消防署等と連携の上、引き続き災害・火災の発生を想定した実効性のある避難誘導訓練を実施していく。
42	名古屋局	令和7年1月20日	引き続き医療体制の充実を図るとともに、貴局における医療関係の取組は他の収容施設においても参考になるため、他の大規模施設に対して積極的に情報共有するよう努めていただきたい。	被収容者の健康の保持と適切な医療上の措置を行うことは国の責務であることから、引き続き、医療体制の充実を図るとともに、参考となる取組については積極的に他の官署に情報共有することとした。
43	名古屋局	令和7年1月20日	視察委員会からの指摘に対して真摯に向き合い、改善方法にも工夫が見られるなど、丁寧に対応している点について評価できる。	今後とも指摘事項があれば、改善に向けて、前向きに取り組むこととした。
44	名古屋局	令和7年1月20日	被収容者の健康状態に係る情報共有について、要注意事項は医療カンファレンスを通じて幹部職員や処遇担当職員に情報共有し、特段の注意を要しない事項は医療スタッフ間のみで情報共有するなどメリハリを付けて実施しており評価できる。	引き続き、医療従事者を含む職員間の円滑かつ確実な情報共有を図るとともに、風通しの良い組織風土を作るよう努めた。
45	名古屋局	令和7年1月20日	常勤医師が不在の場合であっても緊急時に適切な判断が行えるよう、判断基準のマニュアル整備や処遇担当職員のスキルアップのための研修システムを確立し、現状の医療体制を維持していただきたい。	出入国在留管理庁において、医師不在時を含め、救急対応を要する案件の判別条件や各職員の役割等を明確化した「救急対応マニュアル」を策定しているところ、同マニュアルに基づいた対応が浸透してきており、引き続き、処遇担当を含めた職員に対する研修の実施及び医療体制の充実等に努めたい。

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果(※)
		年月日	内容	
46	名古屋局	令和7年1月20日	令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。	被収容者に対しては、収容場内に改正入管法に係る多言語案内(日本語、ローマ字を含む16言語)を掲示しているほか、居室内に備え付けているルールブックにも同様の案内を掲載しており、質問があれば職員に尋ねるよう周知している。面会人に対しては、監理措置制度の案内について、多言語版案内(日本語、ローマ字含む16言語)を面会待合室に掲示している。
47	名古屋局	令和7年1月20日	災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。	令和6年度においては、消防航空隊及び消防署と合同で、DMAT(災害派遣医療チーム)として指定されている愛知県内の6医療機関の医師をオブザーバーとして、「南海トラフ地震による津波災害を想定した重傷疾患を有する被収容者の航空搬送訓練」を実施した。引き続き、関係機関と良好な関係を築き、訓練等の実施に努めたい。
48	中部空港支局	令和7年1月20日	令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。	被収容者に対しては、改正入管法の内容を理解できるように、各居室に監理措置制度に係る多言語版案内文を配備しているほか、収容開始時に処遇に関して不明点があれば職員に尋ねるよう周知している。面会人に対しては、監理措置制度の案内について、面会室に日本語、英語及び中国語版の案内文を掲示している。被収容者及び面会人への案内について、引き続き適切に努めたい。
49	中部空港支局	令和7年1月20日	災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。	毎年、避難誘導訓練を実施しているほか、中部空港支局は、税関、検疫との合同庁舎に入居していることから、税関主催の避難訓練にも参加し関係機関と協力した訓練を実施している。引き続き、関係機関と良好な関係を築き、実効性のある訓練等の実施に努めたい。
50	大阪局	令和7年1月20日	常勤医師の採用に引き続き積極的に取り組んでいただくとともに、フレキシブルな勤務形態にするなど、医師が集まりやすい環境整備を検討していただきたい。	引き続き、医療機関等への積極的な働き掛けを行うなどして常勤医師の確保に努めるとともに、兼業に伴う診療の調整を含め、医師が働きやすい勤務環境の整備に努めたい。
51	大阪局	令和7年1月20日	運動場の娯楽設備の充実や自費による物品購入品目の充実が図られており評価できる。引き続き被収容者の要望等を踏まえて、娯楽設備の充実や物品購入品目の見直しに努めていただきたい。特に夕食後から就寝時間までに相当の時間があるため、外国語図書や著作権フリーのDVDの設置等について検討していただきたい。	被収容者の要望等を踏まえつつ、引き続き外国語図書の更なる配備により、娯楽の充実化に努めたい。なお、DVDの設置に関しては、設備上・費用上の問題等があるほか、他官署の設置状況等も勘案する必要があるところ、被収容者に対しては、夕食後から就寝時間までの間を含め、居室におけるテレビの視聴を認めていることから、その必要性については慎重に検討したい。
52	大阪局	令和7年1月20日	収容場及び保護室のシャワー室の設備は自殺・自損行為が危惧されるので、安全な設備となるよう早急にシャワーホースや照明の形状を見直していただきたい。	被収容者用のシャワー設備の早期改修のための予算確保に努める。
53	大阪局	令和7年1月20日	被収容者と適切にコミュニケーションを図りながら信頼関係を築くことは、医療情報はもちろん処遇全般について被収容者に正しく理解させる上で重要であるため、被収容者が理解するまで繰り返し説明を行う必要があり、翻訳機を有効活用して、できるだけ被収容者の理解度に合わせた丁寧な説明を引き続き行っていただきたい。	診療の際は、原則、通訳を介して説明を行っているところ、その他の処遇の場面においても、必要に応じて通訳を手配する、又は翻訳機を使用するなどしながら対応しており、引き続き丁寧な説明を行っていくこととした。
54	大阪局	令和7年1月20日	監理措置制度の積極的な周知及び適切な運用等により、今後も長期収容の解消に努めていただきたい。	監理措置制度の周知については、制度の案内文及び出入国在留管理庁ホームページ内のQ&Aを、21言語に翻訳の上、全居室に配備し、被収容者に周知している。

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果（※）
		年月日	内容	
55	大阪局	令和7年1月20日	被収容者を単独室等に隔離した場合には、当該被収容者に対して庁内精神科又はカウンセリングの受診を促す等のメンタルケアに留意した対応に努めていただきたい。	被収容者を単独室等に隔離した場合は、特にその動静を注視し、必要に応じて精神科での受診やカウンセリングを受けるよう促しているところ、引き続き、被収容者のメンタルケアに留意の上、被収容者の心身の状況を適切に把握することに努めたい。
56	大阪局	令和7年1月20日	令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。	被収容者に対しては、上記項番54のとおり周知しているほか、入所手続時に「収容施設での生活に関する告知事項」を提示しており、分からないことは職員に尋ねるように伝えている。また、「収容施設での生活に関する告知事項」は、20言語に翻訳の上、監理措置制度に係る資料と同様に全居室に配備している。 面会人に対しては、面会受付場所に、出入国在留管理庁ホームページ内の監理措置制度に係る案内へのリンク用QRコードを掲示し、周知している。
57	大阪局	令和7年1月20日	災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。	処遇に関する細則等に基づき、年2回、災害発生を想定した避難誘導訓練を実施しているほか、毎週、収容場の非常口、警報ベル、消火器及び避難器具等を点検し、災害発生に備えてそれらが有効に機能することを確認している。また、消防署協力の下、毎年実施している防災・消防訓練において消火器操作等の実技訓練を実施しており、引き続き、当該訓練等を継続することとしている。
58	関西空港支局	令和7年1月20日	シャワーフックをマグネット式にするなどの自損行為防止の工夫は見られるものの、シャワーホースを使用した自損行為等の危険性は依然として残るので、安全な設備となるよう早急に予算措置してシャワーホースの形状を見直していただきたい。	シャワー室の早期改修工事に向けて、同工事費等にかかる予算確保に努める。
59	関西空港支局	令和7年1月20日	出国待機施設の使用者に対する食事や医療の提供を適切に行うよう、航空会社に対して引き続き協力要請を行っていただくとともに、容態が急変して重篤化するおそれのある糖尿病等の病気があると申告し、本人が検査を希望する場合には、クリニック等において検査を受けられるように努めていただきたい。	令和6年12月に実施した航空会社に対する研修において、出国待機施設の使用者に対する食事ケア等について改めて協力の要請を行った。 また、重篤化のおそれのある病気に罹患した者が検査を希望する場合は、医療機関等の助言も受けながら、速やかに検査を受けさせる等適切な措置をとることとする。
60	関西空港支局	令和7年1月20日	令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。	被収容者に対しては、収容開始時の告知の際に、処遇等について分からないことや質問があれば、職員に申し出るよう周知することとした。 面会人に対しては、面会受付場所及び面会室に監理措置制度についての案内文を掲示して周知した。
61	関西空港支局	令和7年1月20日	災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。	令和6年11月27日に実施された空港運営会社主催の関西国際空港地震津波防災訓練に参加し、CIQ合同庁舎内及び出国待機施設からの地震時・津波時の避難経路の確認を行った。また、消防等関係機関と合同により、収容場内で急病人が発生した際の救急対応訓練を実施している。 今後も機会を捉え、実効性のある訓練等を実施していく。
62	神戸支局	令和7年1月20日	令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。	現在、神戸支局収容場は閉鎖しているところ、収容場を開設する場合には、御意見を踏まえた対応をとり、被収容者及び面会人に対する適切な周知を図ることとしたい。

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果（※）
		年月日	内容	
63	神戸支局	令和7年1月20日	災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。	平成20年7月以降、神戸支局収容場は閉鎖しているところ、神戸支局収容場保安計画を策定しており、収容場を開設し、地震、火災その他の非常災害が発生した場合には、神戸支局収容場保安計画に基づき対応することとしている。また、神戸支局が入居する合同庁舎の避難誘導訓練にも参加している。
64	広島局	令和7年1月20日	運動場のバスケットゴールにネットが付いているところ、他局では自損行為等のおそれがあるとしてネットが外されている。安全性について庁内で認識を共有しつつ、必要であれば、ネットを短く切ったり取り外すなどの対応を検討していただきたい。	安全性について検討した上で、速やかにネット部分を取り外した。 引き続き、保安上の事故防止のための対応について、適切に取り組むこととした。
65	広島局	令和7年1月20日	運動場及び各居室の鉄格子の錆が目立つので、安全面及び施設的美観のために錆取りをしていただきたい。	運動場及び各居室の鉄格子の錆取りについては実施する方向で検討している。
66	広島局	令和7年1月20日	二段ベッドの梯子等を利用して自損行為等及び危険性があるため、被収容者を居室に一人で収容する場合には、より注意して監視を行っていただきたい。	体調不良や精神不安定を訴える等、特に注意を要する被収容者に対しては、動しようの強化、積極的な声掛けなどにより、動静監視、心情把握を徹底している。 なお、令和6年12月23日及び24日、看守勤務に就く可能性が高い職員を対象として「被収容者の動静監視」と題する自庁研修を実施した。
67	広島局	令和7年1月20日	大阪出入国在留管理局の非常勤医師とオンライン契約している取組みは、近隣の医療機関では賅えない部分を他の地域のリソースを活用して補完するものであり、フレキシブルに考えられており評価できる。引き続き近隣の医療機関との関係構築にも努めていただきたい。 また、被収容者の収容人数が少なく、収容日数が短期間であるが、今後も続けて適切な対応を願いたい。	被収容者の受診に協力いただいている広島市内の総合病院を往訪の上、継続した協力を依頼するとともに、被収容者の救急搬送時の第一搬送先とすることや夜間・休日の体調不良者発生時の受診についても協力いただくことで承諾を得た。また、新たに眼科を専門とする医療機関についても被収容者の受診が可能となった。 引き続き、被収容者の体調には十分注意を払い、適切に対応する。
68	広島局	令和7年1月20日	令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。	被収容者に対しては、入所手続の際に、分からないことがあれば職員に申し出るよう伝えている。 面会人に対しては、面会待合室に監理措置制度に関する案内を掲示している。
69	広島局	令和7年1月20日	災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。	年1回、消防局の協力を受けた上で、入居官庁と合同により庁舎防火防災総合訓練を実施しているほか、処遇に関する細則等に基づき、年2回、施設火災や巨大地震の発生を想定した避難誘導訓練を実施し、避難経路の確認や災害備品の点検などを行っている。
70	高松局	令和7年1月20日	令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。	被収容者に対しては、入管改正に伴う処遇内容について、各居室に多言語案内文をファイル化して設置しており、入所手続の際、居室に案内文を設置している旨説明しているほか、処遇等に関して分からないことがあれば、職員に申し出るよう口頭で案内するとともに、各居室に設置している同ファイルにその旨表記している。 面会人に対しては、監理措置に係る案内文の掲示について、高松局では施設構造上の問題で面会受付室が設置されていないことから、面会室内に「監理措置についてのお知らせ」及び「監理措置決定申請等に当たっての注意点について」を掲示することとした。

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果（※）
		年月日	内容	
71	高松局	令和7年1月20日	災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。	処遇に関する細則等に基づき、収容場における避難誘導訓練は年2回実施している。高松局収容場は高松法務合同庁舎の最上階（8階）に設置されているところ、訓練ごとに避難先を合同庁舎屋上、合同庁舎1階屋外駐車場に変更して、災害が発生しても安全確実に避難できるよう訓練している。また、高松法務合同庁舎の全入居官庁を対象に年1回開催されている総合防災訓練（避難訓練）にも参加している。
72	福岡局	令和7年1月20日	出国待機室及び収容場の使用者に対して各種情報を適切に周知できるよう、多言語の案内を掲示していただきたい。	<p>【福岡本局収容場】 被収容者に対しては、入所手続時、収容開始時の告知書面を提示して、同書面が居室に備え付けられていること及び必ず内容を確認すべきことを説明している。また、同書面は、居室配備のルールブックに21か国語をへんてつしている。掲示物としては、受入室に遵守事項及び起居動作の時間帯を5か国語で掲示、収容場内には監理措置制度の案内に係る掲示をそれぞれ行っている。</p> <p>【福岡空港出張所出国待機室】 提案箱及び情報提供箱の意味について、視察委員会からの案内を含め21か国語で案内している。 また、庇護希望者等に対する各種相談・案内においては、英語表示のみではあるが、UNHCR東京事務所（国連難民高等弁務官駐在事務所）の電話番号及びUNHCRのパートナー団体である難民支援協会のフリーダイヤルの電話番号を掲示している。加えて、感染症対策のため首相官邸及び厚生労働省が作成した案内板をイラスト付きで（4か国語・日本語を含む。）掲示している。</p> <p>【博多港出張所出国待機室】 提案箱及び情報提供箱の意味について、視察委員会からの案内を含め21か国語で案内している。 また、庇護希望者等に対する各種相談・案内においては、日本語及び英語表示で、UNHCR東京事務所（国連難民高等弁務官駐在事務所）の電話番号及びUNHCRのパートナー団体である難民支援協会のフリーダイヤルの電話番号を掲示している。</p>
73	福岡局	令和7年1月20日	給食の写真を見たところ分量が少ないように感じられたので、被収容者の体格差等に配慮して不満を感じることのないように支給していただきたい。	【福岡本局収容場】 給食については、「被収容者に支給する食事に関する訓令」に基づき、1日当たりの給食の熱量を2,200キロカロリー以上3,000キロカロリー以下とする内容で給食業者と契約している。また、被収容者の体格差等に配慮する給食については、その線引きが困難であるが、令和7年1月16日付けで、ご飯食（大盛り・通常より60g増量）の弁当の支給を開始した。
74	福岡局	令和7年1月20日	令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。	【福岡本局収容場】 令和6年9月26日、福岡局収容場等の実状を鑑みて、被収容者及び面会人に監理措置制度について周知するため、面会待合室や面会室内（面会人側）に監理措置制度の案内を掲示しているほか、居室内のルールブックにも監理措置制度の案内を5か国語分へんてつしている。 なお、収容場内に掲示していない言語（10か国語）に関する案内文等については、被収容者の申出に応じて、提示している。

## 各入国者収容所等視察委員会の意見に対する検討結果報告一覧表

※ 検討結果欄に記載されている事項は、令和7年3月時点におけるものである。

番号	施設名	委員会の意見		検討結果（※）
		年月日	内容	
75	福岡局	令和7年1月20日	<p>災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。</p>	<p><b>【福岡本局収容場】</b> 処遇に関する細則等に基づき、年2回以上避難誘導訓練を実施している。また、合同庁舎内の関係機関と合同で消防訓練を年1回実施している。</p> <p><b>【福岡空港出国待機室】</b> 災害又は事故等の緊急事態発生時に係る迅速かつ適切な対応に資するべく、福岡局防災要領及び福岡空港出張所1号施設管理運用要領に基づき、防災対策の体制を整備して、福岡空港出張所職員に対する研修・教育及び関係機関との合同訓練を計画し時機を捉えて毎年1回以上実施する。なお、所内緊急連絡先は既に作成済みである。</p> <p><b>【博多港出国待機室】</b> 災害又は事故等の緊急事態発生時に係る迅速かつ適切な対応に資するべく、福岡局防災要領及び博多港出張所1号施設管理運用要領に基づき、防災対策の体制を整備して、博多港出張所職員に対する研修・教育及び関係機関との合同訓練を計画し時機を捉えて毎年1回以上実施する。なお、所内緊急連絡先は既に作成済みである。</p>
76	那覇支局	令和7年1月20日	<p>令和6年6月10日に施行された入管改正法の内容を被収容者が理解できるように周知及び案内するとともに、監理措置制度については、面会人にも理解してもらえるよう面会受付室にも案内を掲示していただきたい。また、処遇等に関して被収容者が分からないことがあったときには、職員に申し出ればよいことを被収容者に周知していただきたい。</p>	<p>被収容者に対しては、不服申出制度など改正入管法の施行により変更があった被収容者処遇に関する点について、収容開始時に「収容施設での生活に関する告知事項の冊子（21か国語）」を用意した上で説明を実施しているほか、収容生活のことで不明点があれば職員に申し出るように案内している。また、収容場内に監理措置制度の案内文を掲示している。面会人に対しては、事務室入口付近に監理措置制度の案内文を掲示し周知を図っている。</p>
77	那覇支局	令和7年1月20日	<p>災害発生を想定した各種訓練については、施設の地域性及び規模に応じ、関係機関と協力する等した実効性のある避難誘導訓練やシミュレーション等を引き続き実施していただきたい。</p>	<p>消防局が主催する応急手当普及員の資格取得を進めており、同講習会に参加した際、消防隊員らとの情報交換等により良好な関係を構築しているところ、今後実施する各種防災訓練においても、引き続き同消防局職員とともに実効性のある避難誘導訓練を実施していく。</p>